

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 1 月 25 日

月 曜 日

第 4009 号

目 次

告 示	
○指定障害福祉サービス事業者の指定	1
○県営土地改良事業換地計画書の縦覧	2
人事委員会告示	
○選考の委任についての一部改正	
公 告	
○伏木富山港港湾計画の変更の概要	3
○公共測量の実施	4
正 誤	
○平成28年 1 月 8 日付け第4003号付け公告	

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第40号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成28年 1 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
居宅介護、 重度訪問介護	平成28年2月1日	1610700195	一般社団法人HK	埼玉県所沢市南住吉21番33号	とやま24	黒部市堀切新362番地30-2

富山県告示第41号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地整備事業地崎地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年1月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年1月27日から

平成28年2月25日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- この換地計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この換地計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県人事委員会告示第59号

選考の委任についての一部改正について

選考の委任について（昭和33年富山県人事委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成28年1月25日

富山県人事委員会

委員長 大崎 利明

第1号ウ中「別表の2、3、11、12、17、18及び23の職を除く。」を「別表の11、12、17、18及び23の職を除く。」に改める。

附 則

この告示は、平成28年2月15日から施行する。

公 告

伏木富山港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和25年法律第 218号）第3条の3第9項の規定により、伏木富山港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成28年1月25日

伏木富山港港湾管理者 富 山 県
代表者 富山県知事 石 井 隆 一

1 港湾計画の変更の概要

平成11年8月31日付け富山県報によりその概要を公告した伏木富山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 臨港交通施設計画

ア 道路

名称	起点	終点	車線数
マリーナ線	臨港道路富山新港東西線	新湊マリーナ	2

(2) 港湾環境整備施設計画

ア 緑地

地区名	面積（ヘクタール）	備 考
新湊	37 2	

(3) 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
新湊	10	交流厚生用地 交通機能用地 緑地
	32	
	91	

(4) マリーナ計画

地区名	港湾施設
新湊	泊地、防波堤、小型栈橋、物揚場、船揚場、 交流厚生用地

2 港湾計画の縦覧の場所

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部港湾課

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年1月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成27年11月20日から平成28年3月18日まで

3 作業地域

富山県内の国道8号、160号、470号における国土交通省直轄管理区内

~~~~~  
**正 誤**  
 ~~~~~

平成28年1月8日付け第4003号付け公告「土地改良区の役員の退任」中

頁	行	誤	正
5	下から3行	理事	監事